

Otemon Gakuin University,  
Faculty of Management

Discussion Papers in Business Management

有償ストック・オプションを巡って

山下 克之

Discussion Paper No. 2024-1  
2024年2月

(本稿の内容の無断転載を禁ずる)

本ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、  
追手門学院大学あるいは経営学部の公式見解を示すものではない。

# 有償ストック・オプションを巡って

山下 克之

## 1. はじめに

T&A master (2022, 9) に拠れば、権利行使義務付きの有償 S0 を採用する企業が上場ベンチャー企業で増加傾向にある。このストック・オプションは株価が行使価額の一定割合を下回った場合に権利行使義務が発生するという。付与を受けた者が市場価額よりも高い権利行使価額で株式を買い取らねばならず、権利行使格額と株価の差額分の損失を被ることになる。同著では、このストック・オプションは従来の有償ストック・オプションよりリスクが高く金融商品に近い性格を持っており、金融商品としての取り扱うことが可能であり、ストック・オプションに求められる費用計上が不要との意見があると述べられている。岩田 (2023, 96-102) では、同ストック・オプション<sup>1</sup>の商品設計・公正価値評価についての検討が行われ、併せて会計上の問題が取り上げられている。

日本公認会計士協会により 2019 年 5 月に公表された会計制度委員会研究報告第 15 号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」(V 5(2)) では、同ストック・オプションに関して会計基準上の取扱いが明示されておらず、明確化することが望まれるとされていた<sup>2</sup>。

本稿では、まず、いわゆる有償ストック・オプションの概要を見た後に岩田 (2023, 96-102) が指摘する強制行使条件付有償 S0 の会計処理上の問題点を取り上げる。次にストック・オプション等に関連する会計基準を参照して論じる。そして、それらを踏まえ権利行使義務付有償 S0 の会計上の問題点についての考察を行う。これら考察を行うことで企業会計基準委員会においてテーマとされている「インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発」<sup>3</sup>の議論の一助としたい。

## 2. 有償ストック・オプションとは

### 2. 1 権利確定条件付き有償新株予約権

従来の一般的なストック・オプションの費用計上を回避することなどを目的として、2010 年ころより有償ストック・オプションの利用が増加<sup>4</sup>していたが、企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に

<sup>1</sup> 岩田 (同) では、「権利行使義務付きの有償 S0」とは表記をせず「強制行使条件付有償ストック・オプション (以下、強制行使条件付有償 S0)」としている。本稿では、両金融商品は同じものとして論じる。なお、論文中、引用元に準じて両者の表記を使い分ける。

<sup>2</sup> 実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い (以下、実務対応報告 36 号)」に先立ち公表された「実務対応報告公開草案第 52 号『従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)』等に対するコメント」の「5. 主なコメントの概要とその対応」No. 28 においても同様の趣旨が述べられている。

<sup>3</sup> 企業会計基準委員会第 43 回基準諮問会議 (2021 年 11 月 29 日開催) において、「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」のなかでひとつのテーマとされている。ほかのテーマは「いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発」と「現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発」。「現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発」を優先させて検討することになっているが、実務対応専門委員会で審議を行い現行法の下での対応を模索したが、2023 年 11 月現在において方向性を見出せず評価は未了の状況にあるとのこと (2023 年 11 月 22 日開催企業会計基準委員会第 49 回基準諮問会議資料(1)-1)。

<sup>4</sup> 企業会計基準委員会 (2017b, 1) に拠れば、2010 年 1 月から 2017 年 2 月までに、303 社で当該取引が行

関する会計基準（以下、会計基準 8 号）」では有償ストック・オプションの取扱いが不明確とされ、新たに 2018 年 1 月に実務対応報告 36 号が公表された<sup>5</sup>。同報告が対象としている有償ストック・オプションはすなわち権利確定条件付き有償新株予約権であり、企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引とされている。

権利確定条件付き有償新株予約権の会計処理は、「その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、引受先が従業員等に限定される点や権利確定条件が付されている点をはじめストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引と類似している（実務対応報告 36 号 29）」とされ、会計基準 8 号に準拠した会計処理を定めた上で、次の事項が追加されている。

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額を差し引いた金額に基づき、各会計期間における費用計上額を算定する。
- (3) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

## 2. 2 権利行使義務付き有償ストック・オプションとは

T&A master（2022, 9）に拠れば、実務対応報告 36 号公表後、有償ストック・オプション・ブームは去ったが、最近再び有償ストック・オプションが一部ベンチャー企業を中心に採用されているとのことである。従来の有償ストック・オプションと異なる権利行使義務付き有償ストック・オプションであり「株価が行使価額の一定割合を下回った場合に権利行使義務が発生するという行使条件が付され、付与を受けた者が市場価額よりも高い権利行使価額で株式を買い取らねばならず、この場合、権利行使格額と株価の差額分の損失を被ることになる」、「会計専門家からは「この権利行使義務があれば金融商品として取り扱うことが可能であり（ストック・オプションに求められる：拙者付記）費用計上が不要ではないか」との意見も聞かれる」と指摘されている。さらに「権利行使義務は購入者にとってはリスクであるため、有償ストック・オプションの発行価額を低下させ、購入しやすいというメリットも生んでいる」とも述べられている。

## 3. 会計上の問題点の指摘

岩田（2023, 96）に拠れば、「強制行使条件付き有償 S0」<sup>6</sup>はストック・オプションを行使する権利はすでに確定している（略）、つまり実務対応報告 36 号<sup>7</sup>の適用外とすることで、ストック・オプションの

---

われていた。

<sup>5</sup> 実務対応報告 36 号が公表されるまでの経緯については山下（2018）にて述べている。ほか同報告に関連し論じたものとして名越（2019）、（2020）。

<sup>6</sup> 脚注 1 参照。

<sup>7</sup> 実務対応報告 36 号が範囲とするものは、「権利確定条件として、勤務条件及び業績条件が付されている

費用計上回避を狙ったものである」としている。さらに（同，101）は、「P0の義務も含まれる複合金融商品（ストック・オプションが不随した複合金融商品）的な性格であるにもかかわらず「新株予約権」という科目で通常のストック・オプションと同様に会計処理され、開示処理されている」、「実情は通常の新株予約権と性格が異なるものであり、この開示は投資家をミスリードするものであると考えられるため、両者は分けて開示されるべきである」とも述べており<sup>8</sup>、加えて「引受者の権利だけでなく、義務までもが含まれているにもかかわらず、引受者の権利のみを発行しているように「新株予約権」という科目で開示されていること自体が問題である」と指摘をしている。

### 3. 1 事例

岩田（2023, 98-100）は、具体的に会計処理の問題点を指摘するにあたり、2018年1月からの2022年12月におけるプレスリリースより19件の権利行使義務付き有償S0を検出し、そのうちからひとつの企業例（A社）を取り上げている。そしてA社が発行した強制行使条件付有償S0の1株あたりの発行価額は0.01円であり、A社が公表した予約権評価の前提条件を以下のように示し、モンテカルロシミュレーションによって発行価額0.01円が決定されている<sup>9</sup>と述べている。

**【A社の予約権評価の前提条件】**

原資産価額 266円 行使価額 277円 ボラティリティ 78.57%

リスクフリーレート 0.2565% 配当利回り 0% 行使期間 10年

行使条件：21日連続取引日の平均値が一度でも本新株予約権の行使価額の40%を下回った場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を義務づける。

岩田（同）は、上記の前提条件をもとに独自にシミュレーションを行い、行使権利の対価であるコール・オプションの価値を208.6百万円、A社が発行した強制行使条件付有償S0の1株あたりの発行価額0.01円との差額である208.59<sup>10</sup>円のディスカウント要因は「もし株価が40%低下したなら、行使価額と行使時の差額を補填しなければならない」という条件が組み込まれていることにあると推測されるとしている。そして（208.6百万円から0.01円への）「オプションの減額要因は行使義務の価値がほぼ100%に

か、又は勤務条件は付されていないが業績条件は付されている」とされている。すなわち基準名にあるとおり、権利確定条件が付されたものが対象であり、権利確定済のものは対象外となると考えることはできよう。

<sup>8</sup> 岩田（2023, 101）は「通常のストック・オプションと同じように会計処理され」と言っているが、一方、「実務対応報告36号の適用外とすることでストック・オプションの費用計上回避を狙ったものである」とも述べ、ストック・オプション会計の会計基準8号や実務対応報告36号は適用されていないとしている。すなわち「通常のストック・オプションと同様に会計処理され」との文意は、労働サービスが費用計上される処理についてはではなく、「新株予約権」という勘定科目を使用し処理している点を指していると思われる。しかしながら、「新株予約権」という勘定科目はストック・オプションに関連する取引のみならず、そのほかの目的で発行される場合も同勘定名を使用しており、金融商品の内容に実態に併せ勘定科目名を区別するか否かを包括的に検討する必要があるかもしれない。

<sup>9</sup> 「プレスリリース上には、モンテカルロシミュレーションを行ったと記載があるのみで、どのような価額算定モデルによって計算されたかは明らかでない」と岩田は指摘している。

<sup>10</sup> 岩田では208.5と記載されているが、その根拠が1株当たり公正価値208.6円を独自で算出し、1株当たりの発行価額の0.01円との差額であるとしている。しかしながら208.6と0.01の差額は208.59であり、記載相違と思われる。本稿では208.6円と0.01円の差額である208.59円とした。

近いP0のマイナスの価値によるものである」と述べている。

また、10年満期となっているが、実際には経営者の任期等を勘案しても10年後までは保有することは現実的ではなく、不自然に長い条件としたのは単純に価額を引き下げたための方策であるとしている<sup>11</sup>。

なお、この事例において、付与されたオプションはすでに権利が確定しているとあるが、付与時までの労働サービスの対価として報酬として付与されたか否かは記載されていない。本稿においては、従業員等を対象に労働サービスの対価として報酬として付与されたものとして論じる。

### 3. 2 会計処理<sup>12</sup>および問題点の指摘

岩田（2023，101）は、上記の発行価額1株あたり0.01円の新株予約権について、発行総額は1万円であり、次の会計処理がされたとしている<sup>13</sup>。

（借方）現金 0.01 百万円 （貸方）新株予約権 0.01 百万円

この会計処理について「現金に加えて義務を対価としてストック・オプションを発行したのであるから、本来は当該行使義務の対価すなわち条件付きP0の対価を両建てして記録しなければならない」とし、以下の会計処理を示している。

（借方）現金 0.01 百万円 （貸方）新株予約権 208.6 百万円  
条件付P0類似商品<sup>14</sup> 208.59 百万円

## 4. 会計基準8号等との関連

ストック・オプション会計である会計基準8号が対象とするのは、明示的にコール・オプションとされており<sup>15</sup>、本事例の商品は、コール・オプションとプット・オプションの合成であり、明らかなコール・オプションとは呼ばず会計基準8号の適用で処理するのは無理があろう。

次にストック・オプション等に関する会計基準の適用指針第11号(18)では「権利確定条件が付されていない場合（すなわち、付与日にすでに権利が確定している場合）には、対象勤務期間はなく、付与日に一時に費用を計上する。（略）株価条件が付されている等、権利確定日を合理的に予測することが困難なため、予測を行わないときには、対象勤務期間はないものとみなし、付与日に一時に費用を計上する」とある。すなわちストック・オプションの会計基準である会計基準8号では、権利確定条件は必須ではな

<sup>11</sup> スtock・オプションの公正価値の見積もりについての歴史的観点含め分析した近著に藻利（2023）

<sup>12</sup> 岩田は会計処理上の問題のほか、P0の過大評価によりS0が不当に低い価額で取引が可能になっている点および低価額であるため支配目的などを意図して対象者に大量の株式を発行させる不公正発行を可能にするという点を指摘している。

<sup>13</sup> 株式数は1,124,100株とされており、厳密には発行総額は11,241円（1,124,100×0.01）であり、千円以下は切り捨てた記載となっている。

<sup>14</sup> 岩田（2023，102）は、この科目を用いたのは「発行時点においては（当然）株価は40%に抵触しておらず、行使義務は課されていない状態であり、無条件に行使義務が課されている場合と区別するためである」とし、また、P0「類似商品」と記したことについて「通常のP0であれば一定の価額で売却する権利を行使するタイミングは会社が持つはずであるが、この場合は、会社でなくS0引受者に、満期までに行使するタイミングの決定権があるため」と述べている。

<sup>15</sup> 会計基準8号2(1)，(2)。

く、すでに権利確定している場合も対象となる。

しかしながら、有償S0を対象とした実務対応報告36号では、権利確定している場合を明示的に対象とはしておらず、上記にて事例とされた取引は、「ストック・オプションを行使する権利はすでに確定している」と示されており、実務対応報告36号は基準名にあるとおり「権利確定条件付き」<sup>16</sup>が前提であり、実務対応報告36号も適用範囲外となると考えることはできよう。

企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（以下、適用指針17号）」(2)は、範囲を「新株予約権については、現金のみ対価として受け取り、付与されるものに限る」としており、0.01円の現金が対価とされている取引であり、仮に労働サービスの対価として付与されていないとすれば事例Aが示した会計処理は複合金融商品の適用指針17号の範囲と考えることができよう<sup>17</sup>。

## 5. 両建ての会計処理について

適用指針17号は、会計基準10号が対象とする「複合金融商品」のうち「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」を適用する際に定められたものである。したがって、「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」以外のものは会計基準10号に拠るものとなるが、その会計基準10号(117)では、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分せず一体として処理するとしているが、同(118)において、投資情報としても区分して処理することが経営の実態を表す上で有用な場合には区分して処理することも認められるともしている。そこで「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」すなわち事例Aについて、仮に同(118)に拠り区分処理した場合を考察する。

岩田(2023, 101)では前述3で記したとおり、条件付P0類似商品すなわちディスカウントした評価部分を借方計上し、相手勘定として新株予約権とする両建ての仕訳を示している。条件付P0類似商品を借方計上しているが資産の増加としているかもしくは純資産の減少としているか明示はされていない。被付与者から見た場合の時価より高額で株式を買わされる義務は、付与者である発行企業が借方計上する場合、上記「条件付P0類似商品」は資産の増加であろうか純資産の減少であろうか。

### 5. 1 通常のストック・オプションの実態から考える仕訳

オプションはブラック・ショールズ・モデル等により本源的価値+時間的価値等によりオプション価額が決められるとしている。通常のストック・オプション（コール・オプション）の場合は、付与時のオプション価値分の追加的な労働サービス<sup>18</sup>（もしくは有償ストック・オプションの場合現金）が対価として

---

<sup>16</sup> 実務対応報告36号において、権利確定条件なくすでに権利が確定している有償ストック・オプションの扱いが明示されなかったことについて、同報告にある「結論の背景」で述べられていない。また、同報告にあたり開示した草案へのコメントにも記載はない。

<sup>17</sup> 適用指針17号(34)では、「敵対的買収防止策として一定の者に自社株式オプション（新株予約権）が付与される取引のように、対価性のないことが明確である取引の場合には、当該取引に関して費用を認識しないことがストック・オプション会計基準で示されている（ストック・オプション会計基準第33項）ため、当該取引に本適用指針の定めは適用されないこととなる」とある。

<sup>18</sup> 会計基準8号(35)には以下のとおり記されている「費用認識に根拠があるとする指摘は、従業員等に

支払われるとしている。会計処理上は、借方に追加的な労働サービスの提供に従い、費用（瞬時に資産が擬制された後）計上がされている。

この場合、オプションを持っている被付与者からみた場合、将来、「時価より低い価額（有利発行）」で株式を購入できるかもしれない権利であり、明らかにオプションは一定の価値があるものである。新株予約権の発行企業から見た場合、将来、「有利発行」をしなければならないかもしれない義務である商品を純資産の部に新株予約権として計上している。

#### ストック・オプション発行企業の会計処理

被付与者：時価より低い価額（有利発行）で株式を買えるかもしれない権利

発行企業：時価より低い価額（有利発行）で株式を発行しなければならないかもしれない義務

↓

（借方）労働サービス【費用計上】

（提供される（た）<sup>19</sup>追加的労働サービス）

（貸方）新株予約権 【純資産の増加】

### 5. 2 プット・オプション部分から考える仕訳<sup>20</sup>

事例では、コール・オプション+208.60円とプット・オプションの-208.59円のネットで0.01円の価値があるとしているが、仮にプット・オプション部分のみの価値すなわちマイナスと想定した場合、次のように考える。

#### ① 発行企業の借方科目について

まず、被付与者からみた場合、時価より高い価額で株式を将来購入しなければならないかもしれない義務があり（プット・オプションの売り）、付与時の時価評価がマイナスの場合、被付与者にとってはマイナス評価の新株予約権の保有となり、貸方は、資産のマイナスであり実質的には負債<sup>21</sup>として考える。

そのように考えると、付与者である新株予約権の発行企業から見た場合は、株式を発行できる権利をもっている（プット・オプションの買い）ということになり、すなわち自己新株予約権を実質的には保有していると同様の効果があり、自己新株予約権を取得した場合の会計処理を想定することができるのではない

---

付与されたストック・オプションを対価として、これと引換えに、企業に追加的にサービスが提供され、企業に帰属することとなったサービスを消費したことに費用認識の根拠があると考えられるものである。企業に帰属し、貸借対照表に計上されている財貨を消費した場合に費用認識が必要である以上、企業に帰属しているサービスを消費した場合にも費用を認識するのが整合的である。企業に帰属したサービスを貸借対照表に計上しないのは、単にサービスの性質上、貯蔵性がなく取得と同時に消費されてしまうからに過ぎず、その消費は財貨の消費と本質的に何ら異なるところはないからである」。

<sup>19</sup> 付与時に権利確定している場合は、すでに追加的な労働サービスは提供されており過去形。

<sup>20</sup> 自社株式を対象として売建プット・オプションについての考察に椛田（2001, 207-211）、山田（2015, 69-80）、同（2019, 1-16）、池田（2016, 246-248）。

<sup>21</sup> 山田（2015）では発行企業側に株式発行しなければならない義務すなわちプット・オプションの売りの場合についてアメリカ会計基準に関連して述べており、義務のある企業側にとっては、負債となり、損益取引であるとのこと。なお、損益取引とするのは、既存の株主以外に自己株式が割当られており、いわゆる富の流出が生じているからと整理されている。そして、一括取得型による自社株取得（ASR）を論じる中で、富の流出していない既存株主間での取引は資本取引とすることを考察している。

か。ただし事例では権利行使の時期を決める決定権は被付与者が保有しているので、自己新株予約権とは区別して例えば「権利行使留保新株予約権」とし借方の勘定科目とし、貸借対照表では純資産の部「新株予約権」から控除（もしくは新株予約権と相殺）した形で計上することを想定する<sup>22</sup>。

② 発行企業の貸方科目について

まず、被付与者から見た場合、仮に被付与者が企業であるなら、貸方の負債（あるいは資産のマイナス）に対応するなんらかの処理が被付与者の借方においてなされることになり、時価より高い価額で株式を購入しなければならないかもしれない義務のあるオプションを保有させられたことによる費用計上が想定される。その費用は、被付与者から提供された労働サービスが通常期待される水準に満たなかったことにより、これまでに支払われた通常の報酬が取り消されることによる費用と考えることができる。そのような被付与者の費用計上に対して、新株予約権の発行企業が将来、これまで支払った報酬費用の戻しとして収益を計上することは整合的である（次頁参考図を参照）。

新株予約権発行企業における付与時の会計処理<sup>23</sup>

※プット・オプションの時価はマイナス

被付与者：時価より高い価額（不利発行）で株式を買わなければならないかもしれない義務

発行企業：時価より高い価額（不利発行）で株式を売れるかもしれない権利

↓

（借方）権利行使留保新株予約権 【純資産から控除】

（貸方）支払報酬戻し益【利益計上】<sup>24</sup>

（不足する（した）労働サービス）

③ 上記①、②にて考察した処理に基づき、前出の事例を両建て処理として考えれば、付与時、以下の処理が想定される。なお、事例同様に権利は確定していると考ええる。

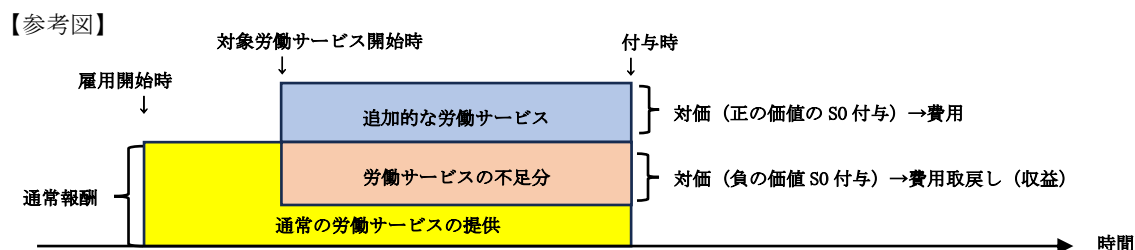
（借方）現金	0.01 百万円	（貸方）新株予約権	0.01 百万円
費用	208.59 百万円	新株予約権	208.59 百万円
	（提供された追加的労働サービス）		
権利行使留保新株予約権	208.59 百万円	支払報酬戻し益	208.59 百万円
		（提供されなかった不足した労働サービス）	

<sup>22</sup> 実務対応報告 16 号 (Q2 A2) で、自己新株予約権の保有時の会計処理として「純資産の部の新株予約権から、原則として直接控除する」している。また、適用指針 17 号(13)では 16 号の表記に加え「なお、間接控除する場合には、純資産の部において新株予約権の直後に、自己新株予約権の科目をもって表示する」とされている。

<sup>23</sup> 脚注 18 参照。

<sup>24</sup> 損益取引となるが、会計基準適用指針 17 号 (38) では、自己新株予約権は損益取引。ストック・オプションとしての新株予約権の失効等に伴い、日本において損益計上されることを指摘した嚆矢として野口 (2004)。





※付与時にはこれまでの労働サービスに対して付与され、S0は権利確定している場合

前述したとおり、「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」以外のものは現行の金融商品に関する会計基準 10 号（118）は「投資情報としても区分して処理することが経営の実態を表す上で有用な場合には、区分して処理することも認められるものとする」としており、会計基準の一部変更により、コール・オプションとプット・オプションを持つ金融商品として両建てとすることもでき、労働サービスの提供を含め商取引の実態が明らかにはなる。

## 6. 「資本のマイナス勘定の処理」の指摘

岩田(同)は、条件付き P0 類似商品という勘定科目を用い、前述の両建ての仕訳を示したことに加え、「前者の相殺した会計処理では、会社には引受者から株価と行使価額との差額を受け取る権利が発生しながらも、引受者からその差額を回収できない事態が生じた場合には対応できない。なぜなら、回収すべき金額がすでに資本のマイナス勘定で処理されており、回収できない状態にある引受者への会社への請求権については考慮されていないためである」と述べている。

同記述に関して、拙者なりの解釈をし「回収すべき金額がすでに資本のマイナス勘定で処理されており」の部分は資本を新株予約権として読み替えると資本金含め株主資本は相殺されておらず、理がある。

さらに「請求権について考慮されていない」とあるが、新株予約権（岩田では資本）を貸借対照表に記載しないことが請求権を考慮しないことになるとは考え難いのではないかと考える。確かに新株予約権が発行されているにも関わらず、すべての価額部分が表示されないのは投資家にとってわかりづらいものである。しかしながら、ストック・オプションの場合、貸借対照表に記載されるのは、労働サービスの提供に応じてであり、発行されている新株予約権がすべて発行後より貸借対照表に反映されているわけではない。発行された新株予約権の数や行使状況などは貸借対照表とは別途企業側で把握しているものであり、仮に回収できない事態が生じてもその金額は把握できよう。

なお、回収できない事態、すなわち付与された側がオプションの義務を放棄し、行使価額に相当する金額を払い込まなかった場合、新株予約権の相当金額について新株予約権の会計基準に準じて損益処理することになる。仮に損益処理を前提とすると、株価が一定金額以上値下がりした場合、強制的に行使しなければならないオプションを含む新株予約権を付与しておけば、株価が低下した時の支配目的（岩田 2023, 100）で使用できるのみならず、利益計上を図ることができよう。

## 7. おわりに

実務対応報告 36 号に先立ち公表した実務対応報告公開草案第 52 号の論点の項目「28) 権利確定条件に強制行使条項が含まれている場合の取扱いについて明確にして頂きたい」や「40) 類似の取引についても会計処理の取扱いを示すべきである」へのコメントへの対応では「本実務対応報告で取り扱っていない取引については、(略) 今後の実務の状況により、必要に応じて、別途の対応を図ることも考えられることを追記した」とあり、実務対応報告 36 号(16)では「本実務対応報告で取り扱っていない取引については、内容に応じて、本実務対応報告を参考にすべきかどうかを判断することが考えられる。また、今後の実務の状況により、必要に応じて、別途の対応を図ることも考えられる」ともあり、上記でのべた金融商品の会計処理を明確化することが必要である。加えて、事例のような金融商品含め従来指摘されてきたとおりストック・オプションの評価の公正性、合理性、透明性をどのように確保、開示するかも継続した課題であろう。

### 参考文献

- 池田幸典. 2016. 『持分の会計』中央経済社.
- 岩田悦之. 2023. 「強制行使条件付有償ストック・オプションの商品設計・評価・会計上の問題」『企業会計』75(10):96-102.
- 梶田龍三. 2001. 『自己株式会計論』白桃書房.
- 監査法人トーマツ. 2021. 『表解 IFRS・日本・米国基準の徹底比較』中央経済社.
- 監査法人トーマツ. 2023. 『国際財務報告基準 (IFRS) 詳説 iGAAP2022 第 2 巻』第一法規.
- 監査法人トーマツ. 2023. 『国際財務報告基準 (IFRS) 詳説 iGAAP2022 第 4 巻』第一法規.
- 企業会計基準委員会. 2005. 『企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」』.
- 企業会計基準委員会. 2006a. 『企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」』.
- 企業会計基準委員会. 2006b. 『企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品 (払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品) に関する会計処理」』.
- 企業会計基準委員会. 2006c. 『企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針 (改正 2006 年 5 月 31 日)」』.
- 企業会計基準委員会. 2007. 『企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」』.
- 企業会計基準委員会. 2017a. 『実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い (案)」等に寄せられたコメント』.
- 企業会計基準委員会. 2017b. 『第 357 回企業会計基準委員会 4. 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討 審議(4)-1 本日の審議』.
- 企業会計基準委員会. 2018. 『実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」』.
- 企業会計基準委員会. 2021. 『第 43 回企業会計基準諮問会議 資料(1)-1 テーマ提言 (まとめ)』.
- 企業会計基準委員会. 2023. 『第 49 回企業会計基準諮問会議 資料(1)-1 テーマ提言 (まとめ)』.

- T&A master. 2022. 「有償 SO の費用計上問題が再び論点化も」 940 : 9.
- 手嶋健一. 2020. 「会計相談 Q&A Topic13 金融商品会計（新株予約権の無償割当に関する会計処理）」『会計・監査ジャーナル』 774 : 80-81.
- 名越洋子. 2019. 「有償ストック・オプションの事例における権利確定条件と会計問題」『Disclosure & IR』 11:64-74.
- 名越洋子. 2020. 「有償ストック・オプションの会計問題 : 権利確定条件と公正価値の算定」『會計』 197 (5) : 564-577.
- 日本公認会計士協会. 2019a. 『会計制度委員会研究報告第 15 号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」』.
- 日本公認会計士協会. 2019b. 『会計制度委員会研究報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針（最終改正 2019 年 7 月 4 日）」』.
- 野口晃弘. 2004. 『条件付新株発行の会計』 白桃書房.
- 藻利衣恵. 2023. 「ストック・オプション会計基準における譲渡不可能性の取り扱い—ブラック・ショールズ・モデルのインプット情報としての予想期間—」『産業経理』 83(3):74-85.
- 山下克之. 2018. 「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）について」『ベンチャービジネス研究 3 ベンチャービジネスを取り巻く環境把握』 追手門学院大学出版会 : 93-118.
- 山田純平. 2015. 「一括取得型による自社株取得（ASR）取引の会計問題」『経済研究』 150:69-80.
- 山田純平. 2019. 「資本概念の再検討」Tokyo Accounting Workshop “Contemporary Issues in Accounting” , 1-16.
- International Accounting Standards Board. 2018. IFRS 2 (Revised 2018) Share-based Payment.